



報道発表資料

山形労働局 発表

平成 30 年 8 月 6 日 (月)

担
当

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 櫻井 治

賃金指導官 滝川 純子

電話 0 2 3 - 6 2 4 - 8 2 2 4

FAX 0 2 3 - 6 2 4 - 8 3 4 5

報道関係者各位

山形県最低賃金を24円引上げ、時間額763円に —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみ あきら}山上 朗）は、8月6日（月）現行の山形県最低賃金（739円）を24円引上げ（引上げ率3.25%）、時間額763円に改正するよう山形労働局長（局長：^{にわやまよしひろ}庭山佳宏）に答申を行った。

今後、山形労働局は、この答申内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、答申どおりとなれば、10月1日から効力が発生する予定。

なお、引上げ額24円は、最低賃金が時間額設定となった平成14年（2002年）以降で、最大の引上げ額・引上げ率となる。

【参考】山形県最低賃金改正状況（平成26年度～）

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成26年度	680円	15円	2.26%
平成27年度	696円	16円	2.35%
平成28年度	717円	21円	3.02%
平成29年度	739円	22円	3.07%
平成30年度	763円	24円	3.25%